(10) 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成27年1月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例(昭和47年鳥取県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

	改	正	後	改	正	前	

別表第3(第13条関係)

事務	金額	
1 法第6条	床面積の合計が30平方メート	1件につき
第1項(法	ル以内のもの	5,000円
第87条第 1	床面積の合計が30平方メート	1 件につき
項において	ルを超え、100平方メートル以	9,000円
準用する場	内のもの	
合を含	床面積の合計が100平方メート	1件につき
む。)の規	ルを超え、200平方メートル以	14,000円
定に基づく	内のもの	
建築物の確	床面積の合計が200平方メート	1 件につき
認	ルを超え、500平方メートル以	19,000円
	内のもの	
	床面積の合計が500平方メート	1 件につき
	ルを超え、1,000平方メートル	34,000円
	以内のもの	
	床面積の合計が1,000平方メー	1 件につき
	トルを超え、2,000平方メート	48,000円
	ル以内のもの	
	床面積の合計が2,000平方メー	1 件につき
	トルを超え、10,000平方メー	140,000円
	トル以内のもの	
	床面積の合計が10,000平方メ	1件につき

別表第3(第13条関係)

事務			金額	
1 法第6条	アの項	ア イ又	床面積の合	1件につき
第1項(法	により	はウ以	計が30平方	5,000円
第87条第 1	算定さ	外の部	メートル以	
項において	れた額	分	内のもの	
準用する場	とイの		床面積の合	1 件につき
合を含	項(構		計が30平方	9,000円
む。)の規	造計算		メートルを	
定に基づく	が国土		超え、100	
建築物の確	交通大		平方メート	
認	臣の認		ル以内のも	
	定を受		の	
	けたプ		床面積の合	1件につき
	ログラ		計が100平	14,000円
	ム以外		方メートル	
	の方法		を超え、	
	により		200平方メ	
	行われ		ートル以内	
	たもの		のもの	
	にあっ		床面積の合	1件につき
	ては、		計が200平	19,000円
	ウ の		方メートル	

┃-トルを超え、50,000平方メ	240,000円	項)に	を超え、
ートル以内のもの		より算	500平方メ
床面積の合計が50,000平方メ	1件につき	定され	ートル以内
ートルを超えるもの	460,000円	た額の	のもの
		合計額	床面積の合 1件につ
		(法第	計が500平 34,000
		87条第	方メートル
		1 項に	を超え、
		おいて	1,000平方
		準用す	メートル以
		る法第	内のもの
		6 条 第	床面積の合 1件につ
		1 項の	計が1,000 48,000
		規定に	平方メート
		基づく	ルを超え、
		場合に	2,000平方
		あって	メートル以
		は、ア	内のもの
		の項に	床面積の合 1件につ
		より算	計が2,000 140,0
		定され	平方メート 円
		た額)	ルを超え、
			10,000平方
			メートル以

			内のもの	
			床面積の合	1 件につき
			計が10,000	240,000
			平方メート	円
			ルを超え、	
			50,000平方	
			メートル以	
			内のもの	
			床面積の合	1件につき
			計が50,000	460,000
			平方メート	円
			ルを超える	
			もの	
		イ 法第	床面積の合	1棟につき
		6 条第	計が200平	140,000
		5 項の	方メートル	円
		構造計	以内のもの	
		算適合	床面積の合	1棟につき
		性判定	計が200平	152,000
		に係る	方メートル	円
		部分	を超え、	
		(構造	500平方メ	
		計算が	ートル以内	
		国土交	のもの	

1	通大臣	床面積の合	1 棟につき ┃
	の認定	計が500平	163,000
	を受け	方メートル	円
	たプロ	を超え、	
	グラム	1,000平方	
	により	メートル以	
	行われ	内のもの	
	たもの	床面積の合	1棟につき
	に限	計が1,000	175,000
	る。)	平方メート	円
		ルを超え、	
		2,000平方	
		メートル以	
		内のもの	
		床面積の合	1棟につき
		計が2,000	191,000
		平方メート	円
		ルを超え、	
		10,000平方	
		メートル以	
		内のもの	
		床面積の合	1棟につき
		計が10,000	228,000
		平方メート	円

	I 1	ルを超え、	
		50,000平方	
		メートル以	
		内のもの	
		床面積の合	1棟につき
		計が50,000	349,000
		平方メート	円
		ルを超える	
		もの	
	ウ 法第	床面積の合	1棟につき
	6 条第	計が200平	169,000
	5 項の	方メートル	円
	構造計	以内のもの	
	算適合	床面積の合	1棟につき
	性判定	計が200平	192,000
	に係る	方メートル	円
	部分	を超え、	
	(構造	500平方メ	
	計算が	ートル以内	
	イ以外	のもの	
	の方法	床面積の合	1棟につき
	により	計が500平	214,000
	行われ	方メートル	円
	たもの	を超え、	

	II.	1	に限	1,000平方	
			る。)	メートル以	
				内のもの	
				床面積の合	1棟につき
				計が1,000	237,000
				平方メート	円
				ルを超え、	
				2,000平方	
				メートル以	
				内のもの	
				床面積の合	1棟につき
				計が2,000	274,000
				平方メート	円
				ルを超え、	
				10,000平方	
				メートル以	
				内のもの	
				床面積の合	1 棟につき
				計が10,000	346,000
				平方メート	円
				ルを超え、	
				50,000平方	
				メートル以	
				内のもの	

				床面積の合	1棟につき
				計が50,000	593,000
				平方メート	円
				ルを超える	
				もの	
1の2 法 <u>第</u>	略	1の2 法 <u>第</u>	略		
6条の3第		6 条第 5			
<u>1項</u> 又は第		項、第6条			
18条第4項		の2第3項			
の規定に基		又は第18条			
づく構造計		第4項の規			
算適合性判		定に基づく			
定		構造計算適			
		合性判定			
		(法第6条			
		第1項の規			
		<u>定により県</u>			
		の建築主事			
		に確認の申			
		<u>請のあった</u>			
		建築物に係			
		<u>るものを除</u>			
		<u>(,)</u>			
略		略			

r		1
	ľ	⋍
c	•	_

7 法第7条	略	7 法第7条	略
の 6 第 1 項		の6第1項	
第1号 <u>又は</u>		第1号(法	
<u>第 2 号</u> (法		第87条の 2	
第87条の 2		第1項又は	
第1項又は		第88条第 1	
第88条第1		項若しくは	
項若しくは		第2項にお	
第2項にお		いて準用す	
いて準用す		る場合を含	
る場合を含		む。)の規	
む。)の規		定に基づく	
定に基づく		仮使用の承	
<u>認定</u>		認	
7の2 法 <u>第</u>	略	7の2 法 <u>第</u>	略
12条第 8 項		<u>12条第 7 項</u>	
の台帳に記		の台帳に記	
載された事		載された事	
項に関する		項に関する	
証明書の交		証明書の交	
付		付	
略		略	
備考		備考	

- 1 略
- 2 1の2の項の<u>規定を適用する</u>場合において、<u>1棟の</u>建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。

3 略

- 1 略
- 2 <u>1のイ及びウの頃並びに</u>1の2の項の<u>床面積の合計は、</u> 建築物1棟ごとの床面積の合計とする。この場合におい て、建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイント その他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している 建築物の<u>当該建築物の</u>部分は、それぞれ別の建築物とみな す。
- 3 略

附 則

この条例は、平成27年6月1日から施行する。